

# No.1 レセプト点検問題

## 歯科診療録

公費負担者番号		保険者番号	3 9 1 3 1 2 0 6	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証 記号・番号	17123444	
受診者	氏名	山藤 椿	有効期限	令和 年 月 日
	生年月日	16年4月6日生 男・女	登録主(組合員)氏名	山藤 椿
	住所	電話 局 番	資格取得	昭和 年 月 日
	職業	世帯主との続柄 本人	特別区名	
		市町村名		
		国民健康保険組合名	国民健康保険組合名	

部位	傷病名	開始	終了	転帰
764~3567	P1	2年 年	年	
5	C3 急化Pul	年 年	年	
64 3	C2	年 年	年	
654	MT	年 年	年	
345	MT	年 年	年	
7~7	MT 裏装	年 年	年	

(主訴)その他摘要  
7+7 有床義歯 令和2年1月10日 製作

傷病名	意見書に記入した労働不能期間	自 月 日 日	意見書 交付	年月日	入院 自 月 日 日

備考 3割負担 (所得区分: 26区ア)

(施設基準届出) 院内感染防止対策/クラウン・ブリッジ維持管理

# レセプト点検問題 (レセプト)

① 令和2年5月分

診療報酬明細書 (歯科)

診療開始日 2年5月7日  
診療日数 5日 (日)

診療科目 P 6 Pul 64 3 C 654 MT 345 MT 7+7 MTリソウ

診療科目	診療日数	診療報酬
初診 (12)	1	261
再診 (13)	4	212
管理リハ (14)	3	194
処置 (15)	3	69
その他		
合計		435
処置 (16)	5	332
処置 (17)	1	148
処置 (18)	1	2,760
処置 (19)	1	5,822
処置 (20)	1	1,654
処置 (21)	1	406
合計		12,293

床適合 (硬) 406×1 (新製令和2年1月10日)

公費負担率 3割負担 (所得区分: 26区ア)

※印欄は記入しないで下さい。 R.02・04改正

# レセプト点検問題 / 解答と解説 No.1

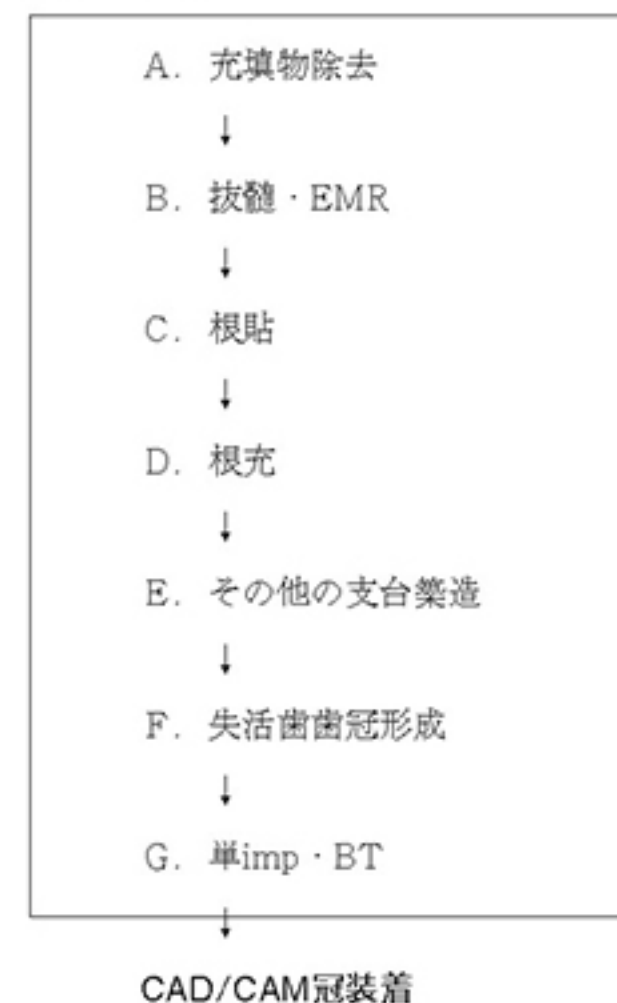
## No.1 山藤 椿

項目	正誤	正しい内容	項目	正誤	正しい内容
①	(○)	令和 年 月	⑳	(○)	処置 手術
②	(○)	1.社国 2.公費 3.後期 4.退職	㉑	(○)	処置 手術
③	(○)	1.単独 2.2併 3.3併	㉒	(○)	処置 手術 その他
④	(×)	2.本外 4.六外 6.蒙外 8.高外一 ⑩.高外7	㉓	(○)	麻酔 その他
⑤	(○)	保険者 番号 給付 10 9 8 割合 7 ( )	㉔	(×)	歯冠修復・ 欠損補綴 補診 70×1 歯冠形成 生ブ金 306×3+20×3 → (306×1+20×1, 生ブ前接 796×2+20×2
⑥	(×)	記号 番号 17123444	㉕	(×)	歯冠修復・ 欠損補綴 金属歯冠修復 前小バ 1828×2 → 1828×1, 789×1
⑦	(×)	氏名 山藤 椿 1.男 ②.女 1.明 2.大 ③.昭 4.平 5.令 16年 4月 6日生	㉖	(×)	歯冠修復・ 欠損補綴 ボンティック 鑄造バ小 1070×1 → 1070×2 装着材料 4×4 → 4×6
⑧	(○)	届出 補管 歯初診	㉗	(×)	歯冠修復・ 欠損補綴 その他 床適合(硬) 406×1 → 625×1
⑨	(×)	傷病名 既っている病名・部位と正しい 部位 病名・部位を記入 「6」Pul → 「5」Pul	㉘	(○)	その他 摘要
⑩	(○)	診療 開始日 年 月 日	㉙	(×)	ロキソニン錠 60mg 2T×2
⑪	(×)	診療 実日数 6 日			
⑫	(○)	初診			
⑬	(×)	再診 53×4 → 53×5			
⑭	(×)	管理 リハ 歯リ1 ⑩4 → ⑩24			
⑮	(×)	投薬 注射 情 10×1 → 算定できない			
⑯	(×)	X線 検査 その他 標 38×1			
⑰	(○)	処置 手術			
⑱	(×)	処置 手術 加圧根充 136×1 P基処⑩			
⑲	(○)	処置 手術			

問4 次の傷病名部位に対してCAD/CAM冠を製作する場合、A～Gの治療の流れの中で、誤っているものを選び、記号で答えなさい。

傷病名部位

4|Pul



問5 次の診療内容と関連のある病名を選び、記号で答えなさい。

- (1) 歯髄温存療法
- (2) 電気的根管長測定検査
- (3) 歯肉弁切除
- (4) 暫間固定

- A. Perico    B. GA    C. SchA    D. Hys  
E. C    F. Per    G. Brx    H. P

問6 次の各問を読み、正しいものにはA、誤っているものにはBを選びなさい。

- (1) 治療中の患者の加入する医療保険が、月の途中で社保から国保に切り替わった場合、国保では初診料の算定はできない。
- (2) 歯周病重症化予防治療を開始した以降に行われた歯周基本治療は、算定できない。
- (3) 大白歯(生活歯)をブリッジの支台歯として用いる場合は、 $\frac{4}{5}$ 冠も使用できる。
- (4) 支台築造に用いるファイバーポストは、大白歯に使用する場合、3本まで算定できる。
- (5) 1回の診察で処方箋を2枚交付した場合でも、処方箋料は1回の算定である。